

令和6年度定額減税を補足する給付金（調整給付金）について

令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額の定額減税において、減税しきれないと見込まれる人に調整給付を行います。

※今回支給する調整給付は令和6年分推計所得税額で算定しているため、今後申告などで令和6年分所得税額が確定した場合や、令和6年度分個人住民税に修正があり、調整給付額に不足が生じる場合には、令和7年度に不足分の支給を行う予定です。

「調整給付金支給のお知らせ」を受け取った人

事前に、支給口座の把握ができた人に**支給のお知らせ**をお送りしています。

支給を受けるための手続きは、原則不要です。

支給のお知らせ記載の支給口座へ、自動的に振り込まれます。

（ただし、下記の1～3のいずれかに該当する場合は手続きが必要となりますので、**平戸市企画課政策企画班（0950-22-9111）へ9月9日（月）までにご連絡ください。**）

1. 本給付金を受給しない場合
2. 振込口座を変更する場合（口座を変更すると、支給日より振込が遅れる場合があります。）
3. 各数値について重大な相違が認められる場合

なお、2の場合は別紙支給口座登録等の届出書の提出が必要です。（平戸市公式LINEによるオンライン手続きなら届出書の提出は不要です。）

○給付対象者

下記の要件をどちらも満たす人が対象です。

- (1) 令和6年1月1日時点で平戸市に住民登録されている人
- (2) 定額減税可能額【※】が、定額減税前の令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回ると見込まれる人

※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外です。

○定額減税可能額【※】

- (1) 令和6年分推計所得税
3万円×（納税義務者本人＋税の扶養親族数）
※国外に居住している控除対象配偶者、扶養親族は対象外
- (2) 令和6年度個人住民税所得割
1万円×（納税義務者本人＋税の扶養親族数）
※国外に居住している控除対象配偶者、扶養親族は対象外

○調整給付額の算出方法

(1) 令和6年分推計所得税 ※国から示された計算式に基づき計算しています。

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	－	令和6年分推計所得税額 (定額減税前)	=	①
---------------------------	---	------------------------	---	---

(2) 令和6年度個人住民税所得割

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	－	令和6年度分個人住民税額 (定額減税前)	=	②
---------------------------	---	-------------------------	---	---

(3) 調整給付額

$$\text{①} + \text{②} = \text{給付額 (1万円単位で切上げて算出)}$$

※①及び②が0円を下回る場合は、0円として取り扱います。

※平戸市では住宅借入金特別控除について、一旦、控除が無いものとして令和6年度分の調整給付金を算出しています。今後、申告等により令和6年分の控除額が確定し、不足が生じた場合は、令和7年度での支給を予定しています。

<お問い合わせ先>

○定額減税を補足する給付金（調整給付金）の手続きや振込に関すること

→【企画課政策企画班 0950-22-9111】

○調整給付金の算定基礎となる推計所得税・住民税に関すること

→【税務課住民税班 0950-22-9116】

○「振込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください

市役所の職員などが、「給付金」を支給するための手数料振込や現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。

また、不審な電話や郵便物が届いたら、市や最寄りの警察署・派出所にご連絡ください。